付録１　サービス動態統計調査の沿革

我が国の経済活動におけるサービス産業（第三次産業）のウエイトはＧＤＰベース及び従業者ベースで７割を超えており（表参照）、こうした経済社会の実態を的確に捉えるためには、サービス分野の統計が的確に整備されている必要がある。しかしながら、サービス産業に関する統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備が行われ、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていなかった。

このような状況は、産業統計としての利用に支障を来しているだけでなく、我が国の経済活動に占めるサービス産業のウエイトが圧倒的に高いことを背景にＧＤＰ関連統計や産業連関表の精度上の大きな制約要因となっており、統計体系の整備の観点からもその改善が強く望まれていた。とりわけＧＤＰの四半期別速報（ＱＥ）を作成するためのサービス産業の基礎統計については、月次ベースの統計が一部の業種のみに限られており、これをサービス産業全体に拡充することへの期待が高くなっていた。

このような背景から、総務省統計局は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年７月７日閣議決定）等における政府の統計整備の方針に基づき、ＧＤＰベースで約７割を超える第三次産業のうち、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、その活動の動向を包括的かつ適時に把握できる「サービス産業動向調査」（月次調査）を 2008 年７月から新たな一般統計調査として創設した。

2013 年からは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年３月 13 日閣議決定）において、サービス活動に係る統計の整備について一層の推進が必要とされたこと等を踏まえ、サービス産業の詳細な産業分類別及び地域別の状況を年次で把握することを目的として、毎月の調査とは別に年１回の「サービス産業動向調査」（拡大調査）を開始した。なお、拡大調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年３月６日閣議決定）等に基づき、経済構造統計を軸とした経済統計の体系的整備の推進を計る観点で、拡大調査を含めた既存の統計調査を統合・再編した「経済構造実態調査」の創設を踏まえ、2018 年調査の実施をもって中止した。

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、サービス産業の生産活動の実態は、経済センサスや経済構造実態調査による産業横断的な構造統計により把握されることになったが、サービス産業を対象とした月次の基幹統計はその後も存在しなかった。

サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備は、これまで累次にわたる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）においても重要課題の一つとされており、第Ⅳ期基本計画（令和５年３月閣議決定）では、「事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手する」ことが求められていた。

これを踏まえ、総務省統計局及び経済産業省は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計（サービス産業動態統計）を作成するため、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、総務省の単管によるサービス産業動態統計調査（基幹統計調査）を創設・実施することとした。なお、これに伴い、これまで実施していた「サービス産業動向調査」及び「特定サービス産業動態統計調査」については、2024 年 12 月をもって調査を中止している。

サービス産業動態統計調査に関する委員会及び政府の決定等の経緯

■「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年６月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会報告）
・「ＱＥを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設」
・「経済センサス（仮称）の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やＧＤＰ関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備」

■「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）
・「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を 2008 年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る」

→ **サービス産業動向調査（一般統計調査）の創設（2008 年７月）**

■「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年３月13日閣議決定）
・「サービス活動に係る統計の整備は着実に進展してはいるものの、今後とも一層の推進が必要である」

■「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方」
（平成22年６月18日統計委員会）
・「サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査が20年７月から開始され、また、周期調査として経済センサスについても、サービス産業を含む経済活動の網羅的な把握が期待されている。今後、これらの統計整備の着実な実施に加え、年次での構造把握が未整備な分野への対処など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている」

→ **サービス産業動向調査の見直し（2013 年１月）**
・資本金１億円以上の企業等について企業単位の調査を導入し、売上高等を事業活動ごとに調査
・毎月の調査対象に約４万事業所を加えた年次調査（拡大調査）を創設し、年間売上高を都道府県別に調査

■「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年３月６日閣議決定）
・「経済センサス‐活動調査の中間年における経済構造統計について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。」

→ **経済構造実態調査の創設（2019 年）**
・サービス産業動向調査（拡大調査）は 2018 年調査の実施をもって終了、経済構造実態調査に統合

■「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）

・「サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手する」

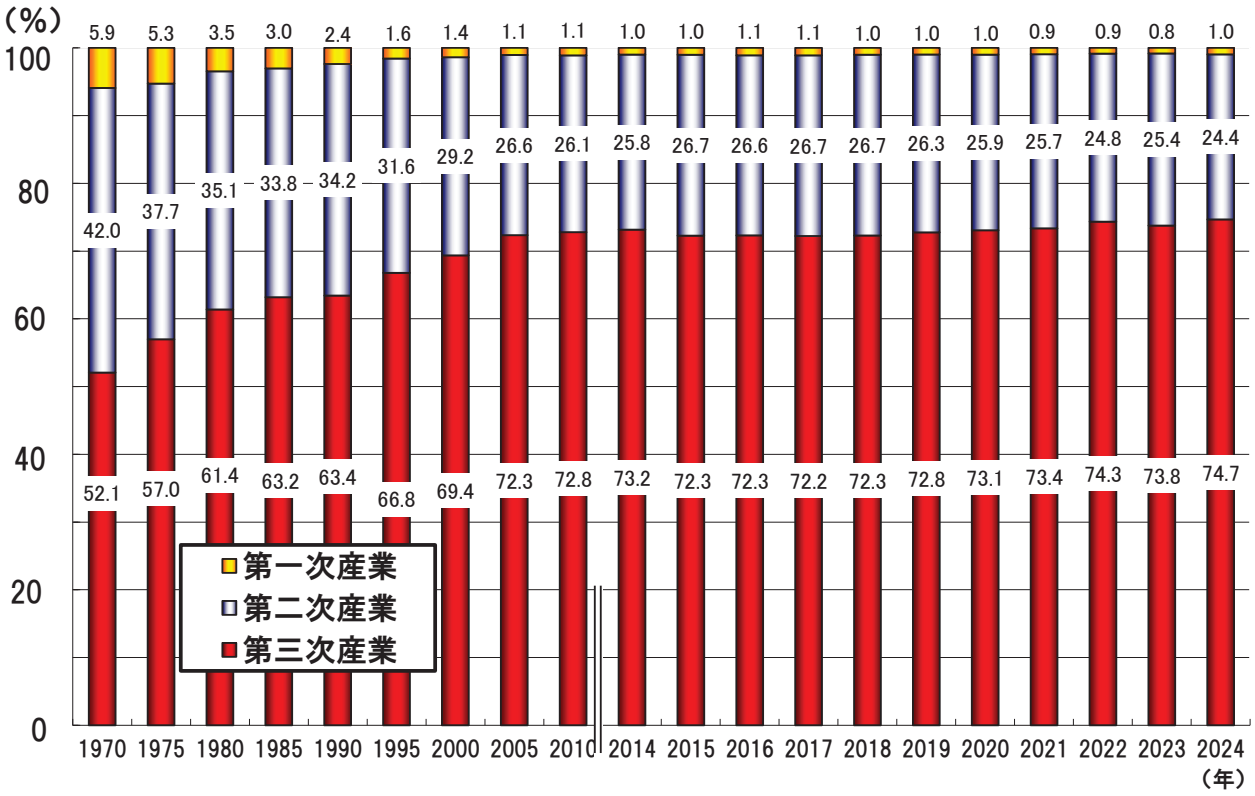
■「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方」

（令和５年12月13日統計委員会）

・サービス産業動態統計については、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第２条第４項第３号に規定する基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することが適当である。

・サービス産業動向調査（一般統計調査）の中止（2024 年 12 月）
・特定サービス産業動態統計調査（一般統計調査、経済産業省所管）の中止（2024 年 12 月）
・サービス産業動態統計調査（基幹統計調査）の創設（2025 年１月）

図　GDP（国内総生産）に占める第三次産業の構成比の推移



出典：「2024年度国民経済計算年次推計」（内閣府経済社会総合研究所）
1975（昭和50）年以前の結果は68ＳＮＡ、1980（昭和55）年以降1990（平成２）年以前の結果は93ＳＮＡ、
1995（平成７）年以降の結果は08ＳＮＡに基づく。

表　サービス産業動態統計調査の調査対象産業の構成比（%）

	全産業	第三次産業	サービス産業動態統計調査の調査対象産業	出典
事業所数	100.0	82.2	51.2	「令和3年経済センサス-活動調査」結果（総務省・経済産業省）
従業者数	100.0	79.1	47.8	「令和3年経済センサス-活動調査」結果（総務省・経済産業省）
ＧＤＰ	100.0	73.8	50.3	「2024年度 国民経済計算年次推計」（内閣府経済社会総合研究所）